


環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成23年11月28日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名				
福島県木質ペレットストーブオフセットクレジット活用事業				
【依頼者】 プロジェクト代表事業者				
事業者名(フリガナ)	福島県(フクシマケン)			
住所	福島県福島市杉妻町2-16			
代表者氏名	佐藤 雄平	代表者役職		福島県知事
担当者氏名	七海 弘明	担当者 所属部署・役職		農林水産部林業振興課 主査
担当者 E-mail	nanaumi_hiroaki_01@pref.fukushima.jp	担当者電話番号	024-521-7426	
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者				
プロジェクト事業者名	福島県内の一般家庭、事業所			
プロジェクト参加者名	遠野興産株式会社 協同組合いわき材加工センター			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者				
事業者名(フリガナ)	福島県(フクシマケン)			
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。			
妥当性確認・検証機関				
妥当性確認機関名	ペリージョンソン レジストラー クリーンディベロップメントメカニズム 株式会社			
検証機関名	ペリージョンソン レジストラー クリーンディベロップメントメカニズム 株式会社			

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4 ケタ)	0092
プロジェクト登録日	2011 年 4 月 12 日
プロジェクト概要 ¹	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>目的・・・福島県内の一般家庭、事業所の木質ペレットストーブの利用を普及し化石燃料から木質ペレット燃料へと転換することでCO2を削減する。また、木質ペレット燃料の消費拡大によって、木質ペレット製造を新しい地場産業として確立し、雇用の創出につなげる。最終的には、認証された本プロジェクトにおけるクレジット収益は、森林整備に活用することを目的としている。</p> <p>内容・・・一般家庭・事業所で灯油、ガス、電気等を消費するストーブ等の代替として木質ペレットストーブを導入し化石燃料から木質ペレット燃料への転換を行う。</p> <p>木質ペレット燃料は、計7カ所の製材所による製材端材を原料とし、遠野興産㈱で製造する。本プロジェクトで木質ペレット原料として使用している製材端材は、製材製造工程において発生する端材であり、以前は未利用であった。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>条件1・・・一般家庭・事業所で暖房に利用されていた石油ストーブやガスストーブ等の代替として木質ペレットストーブを導入することで、化石燃料使用量が削減される。</p> <p>条件2・・・木質ペレットの燃料の原料は、県内の間伐材を製材する過程で発生した製材端材であり、以前は廃棄等されていたものである。また、製材端材の一部は廃棄に費用がかかり貯蔵能力も限られるため、やむを得ず近隣の畜産農家の敷料として提供していたもので、未利用材としても条件を満たすものである。</p> <p>条件3・・・プロジェクトの対象となる一般家庭・事業所に対し、J-VER制度への参加意思の確認及び代替される化石燃料の種類について、アンケートを実施する。</p> <p>上記のように、適格性基準 1～3 まで本 PJ は全て条件を満たしている。</p> <p>【法令遵守状況】</p> <p>騒音規制法・振動規制法・・・遠野興産㈱は、当該法律に基づく指定施設の届出を行っている。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律・・・ペレットストーブの燃焼灰については、各市町村が定める廃棄物の処理方法に従って処分している。遠野興産㈱は、当該法律に基づく所定の認可を受け、産業廃棄物、一般廃棄物の収集・運搬、中間処分業等を実施している。</p> <p>消防法・・・遠野興産㈱は、当該法律に基づく少量危険物(灯油)及び指定可燃物(木くずの加工)</p>

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

の届出を行っている。

労働安全衛生法・・・遠野興産(株)は、当該法律に基づき、ローダーの自主検査、フォークリフトの特定自主検査を実施している。

【採用技術】

・代表的なペレットストーブ

機器名称	機器メーカー名	型番	耐用年数	タンク容量	用途
ペレチカ	金子農機(株)	VEL970	6年	約15kg	家庭・事業所等用暖房
インパロ	豊臣工業(株)	インプレス	6年	約25kg	家庭・事業所等用暖房

・木質ペレット製造施設

	機器名称	メーカー名	型番	機器容量	法定耐用年数	導入年月	用途
①	バークボイラー	小片鉄工所(株)	—	5.7KW (18万kcal)	8年	H18.3	ペレット原料乾燥用
②	ふるい機	金子農機(株)	—	0.2kw	8年	H18.3	ペレットの選別
③	コンベア	金子農機(株)	—	1.5kw	8年	H18.3	原料をペレタイザーへ運搬
④	コンベア	金子農機(株)	—	0.75kw	8年	H18.3	同上
⑤	昇降機	金子農機(株)	BEN-10	1.5kw	8年	H18.3	ペレットをふるい機へ運搬
⑥	粉碎コンベア	飯田商事	—	各2.2kw 計6.6kw	8年	H18.3	端材を粉碎機へ運搬
⑦	粉碎機	不明	—	90kw	8年	H18.3	端材を粉碎
⑧	張込	飯田商事	—	1.5kw	8年	H18.3	粉碎された木材を乾燥庫へ送る
⑨	コンプレッサー	(株)東芝	EP105-7 5TAD	7.5KW	8年	H18.3	掃除用
⑩	ペレタイザー	カール社	PK-600 D	75kw	8年	H18.3	ペレット製造機
⑪	ペレタイザー	ザルマテック社	—	110kw	5年	H21.5	ペレット製造機

【モニタリング方法】

・ベースライン排出量・・・プロジェクト事業者となる福島県内の一般家庭、事業所に対して、アンケート(参加申込書)により、プロジェクトの参加意思及び木質ペレットストーブ導入によって代替される化石燃料を把握する。排出削減量は、協同組合いわき材加工センターが保有する販売台帳をもとに、プロジェクト事業者へ販売の量(パターンA-1:購買伝票)で算定する。

・プロジェクト排出量・・・木質ペレット製造工程に係る電力機器の消費電力量については、各機器の定格出力と記録簿から(パターンC:概算)把握する稼働時間により算出する。また、オガ粉乾燥時に使用するボイラー燃料(灯油)については、パターン1A-1:購買伝票により把握する。なお、本PJではペレット製造工場で製造するペレットを全てPJの対象とはしていないため、消費電力量および灯油使用量は、本PJのペレット使用量/ペレット総製造量で按分を行っている。

なお、本PJでは、木質ペレット製造過程の各機器の稼働時間の記録簿は、2010年12月6日から作成を開始している。そのため、各機器の稼働時間の記録の無い2008年4月1日～2010年12

	<p>月 5 日の各機器の稼働時間については、ペレット製造担当者の出勤簿記載の勤務日数×各機器の稼働時間の記録のある期間のうちの各機器の最長稼働時間をかけて、消費電力量を算定している。</p> <p>妥当性確認時からの変更点として、各機器の稼働時間の記録のある期間よりもペレット製造量が多かった過去月については、保守的な観点から、消費電力量を製造量で補正した。当該変更は保守的な変更である。</p> <p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】</p> <p>本 PJ のモニタリング方法は、方法論に全て準拠している。</p> <p>【モニタリング体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木質ペレットの販売量は、協同組合いわき材加工センターが記録する。 ・木質ペレットストーブ導入によって代替される化石燃料ごとにプロジェクト事業者へ販売された木質ペレットの販売量は、協同組合いわき材加工センターの販売台帳をもとに、福島県林業振興課が記録する。 ・プロジェクト排出量に必要な電力機器の稼働時間、灯油使用量、ペレット製造量は、遠野興産(株)が記録する。 ・木質ペレット単位発熱量の測定は、外部機関へ委託する。 <p>【QA / QC 体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練・・・木質ペレットストーブ利用者に対するプロジェクト参加承諾の働きかけを目的に、福島県農林事務所職員を対象とした説明会を実施している。また、遠野興産(株)、協同組合いわき材加工センターに対し、モニタリング手法についての説明も行っている。 ・情報の保管・・・ペレット製造量データ管理は、遠野興産(株)が行い、ペレット販売量データ管理は協同組合いわき材加工センターが行い、全体の実績(クレジット対象データ)は、福島県林業振興課が適正に管理する。 ・データの確認・・・データ測定記録者に加え、承認者によるダブルチェックを行う。また、ペレット販売量については、ペレット利用者からのアンケートの結果とペレット販売者が保管する販売台帳から妥当性を確認する。 ・内部監査・・・年に1回、福島県林業振興課が行う。(2011年3月25日実施) ・測定機器の維持・管理・・・通常は、自動包装機を使用するが、週に1回程度、検定済み計量器で確定測定を行う。 <p>(その他特筆すべき事項)</p> <p>特になし。</p>
<p>モニタリング結果概要²</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

		<input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 (その他特筆すべき事項) 特になし。					
適用モニタリング方法 ガイドライン		オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (排出削減プロジェクト用) ver.3.0					
適用方法論	方法論番号	SS-E 003 ver.5.1					
	方法論名称	木質ペレットストーブの使用					
モニタリング結果							
モニタリング期間		2008年4月1日～2011年2月28日					
<方法論R001・R002・R003のみ> モニタリング対象面積							
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	31.79	45.94	47.98			125.71
認証依頼削減・吸収量		125 t-CO2 ³					

³ 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名： <u>福島県</u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

	<p>【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。</p> <p>あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ホームページ ホームページ URL: <u>http://wwwcms.pref.fukushima.jp/</u></p> <p><input type="checkbox"/> 出版物 (環境報告書/定期刊行物)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p>【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 公的な報告・公表制度には参加していません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の公的な報告・公表制度に参加しています</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。</p> <p><input type="checkbox"/> 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。 制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p>
--	--

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上